

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【105】
2. 日時：令和4年3月2日 10時00分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

植木主任安全審査官、大野主任安全審査官、宇田川安全審査官、服部（靖）  
安全審査専門職、山浦技術参与※

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

堀野技術参与

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理）他12名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当※

## 5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書（原子炉本体の基礎に関する説明書、原子炉圧力容器スタビライザの耐震性についての計算書等）について、令和4年2月24日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉本体の基礎に関する説明書】

- 「図3-1 原子炉圧力容器ペDESTALの形状及び主要寸法（単位mm）」に示される「A断面」と「B、C断面」の間には縦リブの不連続部があるが、解析モデルでは、この不連続部が考慮されていない理由を説明すること。
- 設計基準対象施設としての設計荷重及び重大事故等対処設備としての設計荷重の評価で想定している原子炉の状態について説明すること。また、運転時荷重として考慮している荷重の種類について説明すること。
- 重大事故等対処設備としての設計荷重の評価で用いている温度条件について説明すること。

- 原子炉圧力容器ペDESTALから、ドライウェルコンクリートと原子炉格納容器を經由し、原子炉建物までの荷重伝達が適切に行なわれることについて、それらの構造の観点から説明すること。
- 原子炉圧力容器ペDESTALが負担する荷重の考え方の既工認からの変更について、原子炉格納容器と原子炉建物の評価への影響を説明すること。

【ドライウェルの耐震性についての計算書】

- 「表5-1 許容応力状態ⅢASに対する評価結果(D+P+M+S<sub>d</sub>\*)」等示される座屈の荷重の組み合わせが「一」である理由を説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし